

千葉県保安林制度施行要綱

平成 12 年 3 月 28 日農林部長決裁
最終改正 平成 30 年 6 月 7 日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）により、改正となった森林法（昭和 26 年法律第 249 号）は、従来機関委任事務制度の中で実施していた民有林に係る保安林の指定及び指定の解除等の事務について、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、住民に身近な保安林に関する権限の大部分が地方公共団体に委譲されることとなった。

これに従い、知事に委譲されることとなった事務（以下「自治事務」という。）の処理について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この要綱は、自治事務に係る保安林の指定若しくは解除、指定施業要件の変更及びその他の保安林制度の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

ただし、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）、その他の法令に定めのあるものはそれによるものとする。

(保安林の種類)

第 3 条 法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するための民有保安林は、次の 14 種とする。

- (1) 飛砂防備保安林
- (2) 防風保安林
- (3) 水害防備保安林
- (4) 潮害防備保安林
- (5) 干害防備保安林
- (6) 防雪保安林
- (7) 防霧保安林
- (8) なだれ防止保安林
- (9) 落石防止保安林
- (10) 防火保安林
- (11) 魚つき保安林
- (12) 航行目標保安林
- (13) 保健保安林
- (14) 風致保安林

(保安林の機能)

第 4 条 前条で定める保安林の種類ごとの機能等は別表 1 のとおりとする。

第2章 保安林の指定

(保安林の指定に直接の利害関係を有する者の範囲)

第5条 法第27条第1項に規定する、保安林の指定に直接の利害関係を有する者については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹若しくは土地の使用又は収益をする者
- (2) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者（別表2に定めるところによる）

(申請書に添付する書類等)

第6条 法第27条第1項に規定する申請者が、当該申請に係る指定に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号による。

- (1) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合
 - ア 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合当該申請者の権利が記載された登記事項証明書、又は当該申請者が登記名義人若しくはその承継人から権利を取得していることを証する書類
 - イ 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合当該申請者が当該森林の土地において、立木竹の所有、育成に権利を有する者であることを証する書類
- (2) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合当該申請により、直接利益または損失を受けることとなる土地、建築物等につき権利者であることを証する書類

2 規則第48条第1項の規定により申請書に添付する図面は、実測図又は申請箇所及び区域が明示されている図面とする。

(指定の調査等)

第7条 知事は、法第27条第1項に規定する指定の申請があった場合は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行うものとする。この場合においては、当該森林の所在地を管轄する市町村の長及び森林所有者並びに当該森林に関し登記した権利を有する者から当該指定に関する意見を聞くものとする。なお、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは却下するものとする。

2 知事は、前項の申請に対し、指定をしない旨の処分をした場合には、遅滞なく申請者に対し指定をしない旨及びその理由を記載した書面を送付して通知するものとする。

(保安林予定森林に関する公告)

第8条 法第30条の2の規定による掲示の内容は、同条の告示の内容に準ずるものとし、同条の通知の内容は、保安林に指定する旨並びに保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る指定施業要件のほか、次の各号とする。

- (1) 同一の単位とされる保安林において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積（保安林の面積の異動等により変更することがある旨を付記する。）
- (2) 伐採種を定めない森林において行う主伐は、皆伐によることができる旨
- (3) 標準伐期齢

- (4) 指定施業要件に従って樹種又は林相を改良するために伐採するときは、伐採跡地の植栽について条件を付することがある旨
 - (5) その他必要な事項
- 2 知事は、保安林予定森林に係る区域が1筆の土地の1部である場合には、第1項の通知に当該部分を明示した図面を添付する。
- 3 知事は、法第27条第1項の規定による申請があった後、法第33条第6項において準用する法第33条第1項の規定による告示を行うまでの間に、当該申請に係る森林について所在場所の名称又は地番の変更があったときに、当該変更が法第30条の2の規定による告示を行う以前であるものについて、当該変更前の所在場所の名称又は地番により告示がなされている場合にあっては、当該告示の訂正を行うものとする。
- 4 法第30条の2第1項で規定する告示は、千葉県報で行うものとする。

(保安林予定森林に関する公告等の取り消し)

第9条 法第30条の2の規定に基づく保安林予定森林について、事情の変更その他の理由により指定を取り止める場合には、当該保安林予定森林に係る法第30条の2の規定による告示、掲示及び通知を取り消すものとする。

(指定の通知)

第10条 法第33条第6項において準用する法第33条第3項の規定による通知は、次の各号により行うものとする。

- (1) 法第30条の2の規定による通知をした森林所有者に異動があった場合には、新森林所有者を通知の相手方とする。
 - (2) 通知の内容が法第30条の2の規定による通知の内容と同一である場合には、森林所有者に異動があった場合を除き、通知書に保安林予定森林についての通知の内容と同一である旨を記載する。
 - (3) 指定に係る森林が1筆の土地の一部である場合には、通知書に当該部分を明示した図面を添付する。ただし、森林所有者に異動があった場合を除き当該区域が保安林予定森林の区域と同一である場合には、この限りでない。
- 2 指定目的の変更のためにする指定は、現に定められている指定目的に係る保安林の解除と同時又は解除前に行うものとする。この場合において、法第30条の2及び法第33条第6項において準用する法第33条第3項の規定による通知書には、指定目的の変更のためにする指定である旨を付記するものとする。
- 3 現に保安林に指定されている森林についてその指定の目的以外の目的を達成するため、重ねて保安林に指定する場合（以下「兼種保安林の指定」という。）における法第30条の2及び法第33条第6項において準用する法第33条第3項の規定による通知書には、従前の指定目的に新たな目的を追加するための指定である旨を付記するものとする。
- 4 法第25条の2第2項の規定に基づき指定をしたときは、当該処分の内容その他必要な事項を当該保安林の所在地を管轄する市町村の長に通知するものとする。ただし、指定目的の変更のためにする指定又は兼種保安林の指定についてはこの限りでない。

(地目の変更)

第11条 知事は、保安林の指定をしたときは、管轄法務局の局長又は支局長若しくは出張所長に土地の地目を保安林に変更するよう通知するものとする。

第3章 保安林の指定施業要件の決定

(指定施業要件を定める場合の単位)

- 第12条** 法第33条第6項において準用する法第33条第1項の指定施業要件は、その指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林（以下「同一の単位とされる保安林」という。）又はその集団を単位として定めるものとする。
- 2 法第33条第6項において準用する法第33条第1項の指定施業要件のうち、立木の伐採の方法、立木を伐採した後において当該伐採跡地について行う必要のある植栽の方法及び期間並びに樹種（以下、「植栽の方法等」という。）については、当該森林の地況、林況等を勘案して地番の区域又はその部分を単位として定めるものとする。

(主伐に係る伐採の方法)

- 第13条** 法第33条第6項において準用する法第33条第1項により指定施業要件として定める立木の伐採の方法は、令別表第2の第1号によるほか次の各号によるものとする。
- (1) 主伐に係るもの（次号に規定するものを除く。）は、別表3に規定するところにより定める。
- (2) 前号に規定するもののほか、主伐に係る伐採の方法については、伐採をすることができる立木は標準伐期齢以上のものとする旨を定める。
- (3) 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、前号に規定するもののほか、主伐に係る伐採の方法については、前各号の規定により定められる方法以外の方法によっても伐採をすることができる旨を定めることができる。
- (4) 前号の規定による主伐に係る伐採の方法（以下「伐採方法の特例」という。）は当該保安林の樹種又は林相を改良する必要が現に生じている場合又は10年以内に生ずると見込まれる場合に限り定めるものとするが、伐採方法の特例のうち伐採種に関するもの（以下「伐採種の特例」という。）は、択伐とする森林については皆伐（伐採種を定めない）、禁伐とする森林については択伐とするものとする。なお、伐採方法の特例を定める場合には、指定の日から10年を超えない範囲内で当該特例の有効期間も定める。

(間伐の指定)

- 第14条** 間伐の指定は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するため間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないものについて定めるものとする。

(伐採の限度)

- 第15条** 法第33条第6項において準用する法第33条第1項の指定施業要件のうち、立木の伐採の限度については、令別表第2の第2号によるほか次の各号によるものとする。

- (1) 1伐採年度において皆伐による伐採ができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林又はその集団のうち当該指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に

係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を令別表第2の第2号(1)イに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積(以下この条において「総年伐面積」という。)に前伐採年度における伐採につき法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする旨を定める。

- (2) 令別表第2の第2号(1)ロの1箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林について定める。なお、当該限度は10ヘクタール以下の範囲内において伐採跡地からの土砂の流出の危険性、急激な疎開による周辺の森林への影響等に配慮して定めるものとする。
- (3) 伐採種の特例により、伐採種を定めないものとされた保安林に係る1箇所当たりの皆伐面積の限度は定めない。
- (4) 令別表第2の第2号(1)ニの択伐の限度は、伐採の方法として択伐が指定されている森林及び伐採種を定めない森林に対して適用するものとする。
- (5) 規則第56条第3項に規定する係数は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上である森林にあっては当該森林の立木度、その他の森林にあっては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上となる時期において推定される立木度とする。この場合において、推定立木度は、保安林の指定時における当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して±10分の1の範囲内で調整して得たものとする。

なお、立木度は、現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して10分率をもって表わす。ただし、蓄積を掲上するに至っていない幼齢林分については蓄積にかえて本数を用いる。

(植栽の方法)

第16条 法第33条第6項において準用する法第33条第1項の指定施業要件のうち、植栽の方法等については、令別表第2の第3号によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 植栽の方法等は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合、人工造林にかかる森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林については、原則として定める。
- (2) 前号により植栽の方法等を定める場合には、法第34条第2項の許可又は規則第63条第1項第5号の協議の同意を伴う場合において、保安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該許可又は当該同意の際に条件として付した行為の期間内に限り定めることを要しないものとする。
- (3) 規則付録第12の「当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ヘクタール当たりの当該森林の単層林の材積を標準伐期齢で除してえた数値」は、原則として当該森林の森林簿又は、森林調査簿(以下「森林簿等」という。)に示されている植栽樹種に係る地位級(樹種別に伐期総平均成長量をm³単位の等級に区分したもの)をいう。以下同じ。)当該森林の森林簿等に植栽する樹種に係る地位級が示されていない場合には、近傍類似の森林の森林簿に示されている当該樹種又は当該樹種と同等の生育が期待される樹種に係る地位級をもって表すこととする。

なお、規則付録第12の算式の算出結果は、次表のとおりである。

付録第12の算式による植栽本数

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

(4) 令別表第2第3号(3)の「経済的利用に資することができる樹種」については、当該保安林の指定目的、地形、気象、土壤等状況及び樹種の経済的特性を踏まえて、木材生産に資することができる樹種に限らず、幅広い用途の経済性の高い樹種を定めることができる。

第4章 保安林の指定施業要件の変更

(指定施業要件の変更)

第17条 知事は、法第33条第6項において準用する法第33条の2第1項に基づく指定施業要件の認定又は同条第2項に基づき申請された指定施業要件の変更を、次の各号に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害の発生等に伴い当該保安林に係る指定施業要件を変更しなければ、その保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至った場合及び植栽が行われた場合（指定施業要件として植栽の方法、期間および樹種が定められている場合を除く。）
- (2) 森林所有者から規則第72条第1号の規定による認定を求められた場合において、当該保安林について現に指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種が当該伐採跡地の的確な更新を図るうえで実情に即しないと認められるときであって、当該指定施業要件を変更することにより植栽が可能となり、かつ当該変更をする時間的な余裕があるとき。
- (3) 前号において、現地の状況に著しい変化が生じたため植栽が不可能となった場合又は指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合は、規則第72条第1号の規定による認定を行うものとし、指定施業要件の変更をすべきものについてはその後遅滞なく同様の手続を行うものとする。

(指定施業要件の変更を要しない行為)

第18条 次の各号に掲げる行為について許可等をした場合については、植栽期間内に植栽することが困難になると認められる場合を除き、指定施業要件の特例を定めるための指定施業要件の変更は要しないものとする。

- (1) 法第30条の2の告示の日から30日を経過し、かつ、法第32条第1項の異議の意見書の提出がない解除予定保安林において規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い実施する行為
- (2) 別表4の3に掲げる行為
- (3) 前1号又は前2号以外の行為であって、申請期間が植栽期間より短いもの（変更の手続き）

第19条 保安林の指定施業要件の変更の手続きは、第7条から第10条第1項までの規

定を準用する。

第5章 保安林の指定の解除

(解除の理由)

第20条 法第26条の2第1項に規定する「指定の理由が消滅したとき」とは、次の各号の1に該当するときとする。

- (1) 受益の対象が消滅したとき。
 - (2) 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき。
 - (3) 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき。
 - (4) 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき。
- 2 法第26条の2第2項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとする。
- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの
 - (2) 国等以外の者が実施する事業のうち、別表5に掲げる事業に該当するもの
 - (3) (1)又は(2)に準ずるもの

(転用解除の取り扱い)

第21条 保安林を森林以外の用途に転用するために行なう解除（以下「転用解除」という。）は、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ない事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って行なうものとする。

- 2 前項の転用解除を行なうに当たっては、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするものとする。
- 3 公益上の理由以外の転用解除は、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるときに行なうものとする。

晦

(転用以外の解除の取り扱い)

第22条 転用解除以外の解除は、受益の対象が消滅したとき及び自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき並びに森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるときに行なうものとする。

(転用解除の要件)

第23条 「指定理由の消滅」による転用解除については、次の各号の要件を備えなければならないものとする。

- (1) 保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

- (2) 保安林の転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。
- ア 法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。
- イ 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最低限度のものであること。
- (3) 次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。
- ア 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- イ 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- ウ 事業者が事業を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- エ イ及びウの土地の利用、又は事業等について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。
- オ 事業者に当該事業等を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。
- (4) 転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、当該保安林の解除に利害関係を有する市町村の長の同意及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ているか又は得ることができると認められるものであること。
- (5) その他の満たすべき基準は次によるものとする。
- ア 当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう、転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果すべき施設（以下「代替施設」という。）の設置等の措置が講じられたか、又は確実に講じられることについて、次のイからエに適合すること。
- イ アの代替施設の設置等については、当該施設の設置に係る転用が、千葉県林地開発許可審査基準（平成22年10月1日施行）の第2章の第2及び第5の規定（以下「林地開発審査基準」という。）に適合すること。
- ウ イのほか、事業等に係る転用に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等についても、林地開発審査基準に適合すること。ただし、転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域（以下「事業区域」という。）内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）には、林地開発審査基準に代えて別表6に示す基準に適合すること。
- エ 転用に係る保安林の面積が0.3ヘクタール以上でかつ1ヘクタール以下である場合は、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針（平成22年10月1日施行）で規定する別表第3の森林若しくは緑地の割合の基準に適合すること。
- 2 「公益上の理由」による転用解除のうち国等が行う事業による場合は、次の各号の要件を備えなければならないものとする。
- (1) 前項の(1)と同様とする。
- (2) 前項の(2)と同様とする。
- (3) 前項の(3)アからエまでの事項すべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。
- (4) 前項の(5)に準じた措置が講じられるものであること。

3 「公益上の理由」による転用解除のうち国等以外の者が実施する事業による場合は、次の各号による要件を備えなければならないものとする。

- (1) 第1項の(1)と同様とする。
- (2) 第1項の(2)と同様とする。
- (3) 第1項の(3)と同様とする。
- (4) 第1項の(4)と同様とする。
- (5) 第1項の(5)に準じた措置が講じられるものであること。

(森林審議会)

第24条 知事は、転用解除について、千葉県森林審議会に対し諮問を行い、その結果を参考にして解除の適否を判断するものとする。ただし、転用目的に係る事業等が国又は地方公共団体により行われるもの及び転用に係る面積が1ヘクタール未満のものについては、当該転用の目的、態様等からみて、地域の環境保全等に相当の影響を及ぼすと認められる場合を除き、あらかじめ千葉県森林審議会の意見を聴いて基本方針を定めておき、適否を判断することができるものとする。

(保安林の解除に直接の利害関係を有する者の範囲)

第25条 保安林の解除に直接の利害関係を有する者の範囲は、第5条の規定を準用する。この場合において、「指定」とあるのは「指定の解除」と読み替えるものとする。

(申請書に添付する書類等)

第26条 規則48条第2項第1号に規定する計画書は、次の各号の事項を記載した書類、転用に係る区域及びそれに関連する区域並びにそれらの区域内に設置される施設の配置図、縦横断面図、その他実施設計に関する図面並びに土量計算等に関する書類とする。

- (1) 転用の目的に係る事業または施設の名称
- (2) 当該事業を行い、または施設を設置する者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあっては代表者の住所とする。）
- (3) 当該事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）の用に供するため当該保安林を選定した事由
- (4) 当該事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況
- (5) 事業等に要する資金の総額及びその調達方法
- (6) 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額およびその内訳
- (7) 事業等に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程および当該工事により設置される施設の種類、規模、構造および所在
- (8) その他参考となるべき事項

2 規則48条第2項第2号に規定する代替施設の設置計画書については次の各号によるものとする。

- (1) 代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又はたい積することにより、附近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

- (2) 計画書は、次の事項を記載した書類及び代替施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面とする。
- ア 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況
 - イ 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法
 - ウ 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、金額、単価及びその内訳
 - エ 代替施設に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程および代替施設の種類、規模、構造及び所在
 - オ その他参考となるべき事項
- 3 規則第48条第2項第3号の書類については次の各号によるものとする。
- (1) 行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可」という。）に係る申請の状況を記載した書類は、次のとおりとする。
 - ア 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類
 - イ まだ申請していない許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類
 - (2) 許認可があつたことを証する書類は、当該許認可を行つた行政庁が発行した証明書又は許認可の写しとする。
 - (3) 許認可には、他法令によるものも含む。
- 4 法第27条第1項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は第6条の規定を準用する。

（解除の調査等）

第27条 知事は、法第27条第1項に規定する解除の申請があつた場合は、実地調査を行うほか適宜の方法により、用地の取得状況、他法令等の許認可の見通し、事業者の信用、資力等事業実施の確実性、直接の利害関係者等の同意の有無、地域住民の動向等について十分な調査を行うものとする。この場合においては、当該森林の所在地を管轄する市町村の長の当該解除に関する意見を聴くものとする。なお、申請が不適法であつて、補正することができるものであるときは直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは却下するものとする。

（解除予定保安林の告示等）

第28条 法第30条の2の規定による掲示の内容は、同条の告示の内容に準ずるものとし、解除予定保安林に関する通知の内容は、保安林を解除する予定である旨並びに当該保安林の所在場所、指定の目的及び解除の理由とする。

- 2 前項の告示は、千葉県報で行うものとする。
- 3 知事は、規則第48条第2項第2号の規定による代替施設の設置計画書が提出されている場合においては、当該解除に係る保安林について法第30条の2の告示の日から40日を経過し、かつ、法第32条第1項の異議の意見書の提出がなかった場合には、事業者に対し代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられるかについての確認を行うものとする。

（解除予定保安林に関する告示等の取り消し）

第29条 知事は、規則第48条第2項に規定する代替施設が、法第34条第2項の規定に基づく許可期間内に設置される見込みがない場合は予定告示を取り消すことができ

るものとする。

(解除の通知)

第30条 法第33条第6項において準用する法第33条第3項の規定による通知は、次の各号により行うものとする。

- (1) 法第30条の2の規定による通知をした森林所有者に異動があった場合には、新森林所有者を通知の相手方とする。
 - (2) 通知の内容が法第30条の2の規定による通知の内容と同一である場合には、森林所有者に異動があった場合を除き、通知書に解除予定保安林についての通知の内容と同一である旨を記載する。
 - (3) 解除に係る保安林が1筆の土地の一部である場合には、通知書に当該部分を明示した図面を添付する。ただし、森林所有者に異動があった場合を除き当該区域が解除予定保安林の区域と同一である場合には、この限りでない。
- 2 知事は、保安林の指定を解除したときは、当該処分の内容その他必要な事項を当該保安林の所在地を管轄する市町村の長に通知するものとする。

(地目の変更)

第31条 知事は、保安林の指定を解除したときは、管轄法務局の局長又は支局長若しくは出張所長に当該土地の地目を保安林から変更するよう通知するものとする。

第6章 異議意見書

(異議意見書及び添付書類)

第32条 法第32条第1項の規定による異議意見書は、異議意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出ができるものとする。

- 2 規則第51条で規定する直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、第6条の規定を準用する。

(異議意見書の受理)

第33条 知事は、意見書の提出が、法第32条第1項に規定する期間内に提出され形式的な要件を具備している場合は受理するものとする。なお、意見書が形式的な要件を具備していない場合のものであって補正することが可能な場合には相当の期間を定めて、その補正を書面で指示し、要件を具備していないものであって補正が不可能な場合及び意見書提出者が補正の指示に応じない場合は、理由を付した書面を送付して意見書を却下するものとする。

(意見聴取会の期日等の通知)

第34条 法第32条第3項の通知書には、同項に規定された事項のほか、次の各号を記載するものとする。

- (1) 意見聴取会の開始時刻
- (2) 意見書提出者が自ら意見聴取会に出席できない事情がある等代理人をして意見の陳述をさせようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面をあらかじめ提出すべき旨
- (3) 陳述の時間を制限する必要があるときは、1人の意見書提出者の陳述予定時間
- (4) 意見聴取会当日には当該通知書を持参すべき旨

(意見聴取会の期日等の公示)

第35条 法第32条第3項の規定による公示は、千葉県報に掲載してするとともに関係市町村の事務所及び意見の聴取の場所に掲示するものとする。

(意見聴取会の運営等)

第36条 法第32条第2項に基づく意見の聴取会は、知事又はその指名する者が議長として主宰するものとする。

- 2 議長の指名は、意見の聴取を行う日の前日までに指定書を交付して行うものとする。
- 3 意見書を提出した者がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人一人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。
- 4 議長は、意見聴取会において、出席した意見書提出者又はその代理人（以下「意見書提出者等」という。）に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者がその陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。
- 5 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、意見書提出者等の陳述について、その時間を制限することができる。
- 6 意見書提出者等は、発言しようとするとときは、議長の許可を受けなければならない。
- 7 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。
- 8 前2項の規定により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を越えてはならない。
- 9 前第5項の規定によりその陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述したとき、又は前第6項若しくは前第7項に規定により発言を許可された者が前項の範囲を越えて発言し、若しくは不穏當な言動があったときは、議長は、その者の陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 10 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をした者を退場させることができる。
- 11 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印するものとする。

第7章 立木の伐採許可

(皆伐面積の限度の公表)

第37条 令第4条の2第3項の規定による公表は、千葉県報に掲載するものとする。

- 2 前項の公表は、同一の単位とされる保安林ごとに皆伐面積の限度を明示してするものとする。この場合において、第13条第1項第4号に規定する伐採方法の特例に該当して伐採種を定めないとされたものについての皆伐面積の限度は、第15条の規定により指定されたものについての皆伐面積の限度に合算して定めるものとする。
- 3 前項で同一の単位とされる保安林については、当該保安林に行政単位等（市郡、町村大字、字）の名称を冠して表示するものとする。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するものとする。

5 伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあっては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあっては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 \dots \dots \dots$$

u 平均年齢

u₁、u₂、u₃ 各樹種の標準伐期齢

a、b、c 各樹種の期待占有面積歩合

6 第15条及び令第4条の2第4項の規定により皆伐面積の限度を算定するにあたっては、規則第60条第1項第10号の規定による協議（同項第5号から9号までに該当する立木の伐採についての協議を除く）に係る皆伐面積は、法第34条第1項の許可をした面積とみなすものとする。

7 規則第60条第1項第5号から第9号までの届出および同条第5号から第9号までに掲げる目的を達成するための立木の伐採についての協議に係る伐採面積は、令第4条の2第5項に規定された法第34条第1項の許可をした面積には含まれないものとする。

（伐採許可申請書に添付する書類等）

第38条 規則第59条第2項に規定する申請書に添える書類は、第6条の規定を準用する。

（伐採許可基準等）

第39条 法第34条第3項の規定による許可は、次の各号に留意して行うものとする。

(1) 令別表第2の第1号（1）ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10m未満の幅で帯状に選定してする伐採

イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。

(2) 許可にかかる伐採の方法が第15条第1項第3号に規定する伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可をするものとする。ただし、許可に条件を付すことによって支障をきたさないこととなる場合は、この限りでない。

(3) 規則第53条に規定する樹冠疎密度は、広大な区域若しくはその平均について示すものではなくその森林についてあらゆる20メートル平方の部分ごとに得られる樹冠疎密度とする。

(4) 令別表第2の第2号（1）ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連續した伐採跡地（連續しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。）が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。）をいう。なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、令別表第2の第2号（1）ロの規定は適用しないものとする。

(5) 伐採跡地に点在する残存木または点生する上木の伐採は間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とする。

2 法第34条第4項の規定による許可は、前項によるほか、次の各号に留意して行うものとする。

(1) 皆伐による立木の伐採の許可申請（2月1日の公表に係るものを除く。）について、令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するにあたり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算する。

(2) 令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。

ア 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。

イ 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

3 法第34条第6項の規定により条件を付する場合は、次の各号に留意するものとする。

(1) 伐採の期間については、必ず条件を付す。

(2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病害虫が発生し若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付す。

(3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し又は土砂を流出若しくは崩壊するおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付す。

(4) 当該伐採の方法が第15条第1項第3号に規定する伐採の方法の特例に該当するものであって、第39条第1項第2号ただし書に該当する場合は当該条件及び当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付す。

(5) その他必要な事項

(申請書の処理)

第40条 法第34条第1項の許可の申請があったときは、実施調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

2 令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、当該不許可の理由を付するものとする。

3 許可申請に係る立木の伐採について他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合（当該保安林が国有林野であって管理処分の申請がなされている場合を除く。）であって、当該認可がなされる前に許可したときは、当該許認可を必要とする旨その他必要な事項を通知書に付記するとともに、関係行政庁に対し許可をした旨その他必要な事項を連絡するものとする。ただし、関係行政庁に対する連絡が、法令の規定により又は法令の運用に関する覚書等により事前に関係行政庁と連絡、協議を行って処理することとされている場合はこの限りでない。

(立木伐採終了の届出)

- 第41条** 法第34条第8項及び第9項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- 2 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。
- 3 抜伐による立木の伐採がなされた場合には、当該抜伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載すること。

(許可を要しない伐採の届出)

- 第42条** 規則第60条第2項の規定による届出書の提出があったときは、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行ない、その結果適當と認めて受理したときは当該届出者に対し受理の通知をするものとする。なお、届出が不適當であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、当該届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(サンブスギ非赤枯性溝腐病被害木の伐採の届出)

- 第43条** 前条の1項の届出のうち、規則第60条第1項第6号に基づき知事が樹木又は森林種苗に損害を与える菌類として指定（平成9年9月24日千葉県告示第691号）したチャアナタケモドキを駆除する目的でする伐採の届出については、規則第60条第2項に基づく届出書に加えて、「保安林内におけるサンブスギ非赤枯性溝腐病被害木の伐採届出処理取基準」により定める書類を提出するものとする。

第9章 作業許可

(申請書に添付する書類等)

- 第45条** 保安林内作業許可申請書に添付する書類等は、第6条の規定を準用する。

(申請書の処理)

- 第46条** 法第34条第2項の許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。
- 2 法第34条第2項の許可申請の処理については、第40条第1項及び第3項の規定を準用する。

(許可の基準)

- 第47条** 申請に係る行為が次の各号の1に該当する場合には、法第34条第2項の許可をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従

い行うものである場合並びに別表4に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (2) 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壤の生成が阻害され、又は土壤の理学性が悪化若しくは土壤が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (4) 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (5) 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。
 - (6) 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- 2 申請に係る行為を行うに際し当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき法第34条第1項の許可又は規則第60条第1項第7号から第9号までの届出を要するときに、当該許可又は届出がなされていないとき、又は当該行為について他の法令に基づく行政庁の許認可を必要とする場合で当該許認可が受けられないと見込まれるときも許可しないものとする。
- 3 法第34条第2項の規定による許可は、前2項によるほか、次の第1号から第4号に留意して慎重に判断するものとし、第5号、第6号に該当する場合については、別表4に掲げる基準にかかわらず、許可は行わないものとする。
- (1) 急傾斜地である等個々の保安林の地形、土壤又は気象条件等により、周囲の森林に与える影響が大きくなるおそれがある場合。
 - (2) 風致保安林内での景観を損なう施設の設置等その態様が保安林の指定の目的に適合しない場合。
 - (3) 立木の伐採を伴う場合（ただし、許可を要しない場合を除く）において、その態様が当該保安林の指定施業要件に定める伐採の方法、限度に適合しない場合。
 - (4) 当該保安林の大部分が森林でなくなる等保安林としての機能を発揮できなくなるおそれがある場合。
 - (5) 周辺地域に土砂の流出等の被害を及ぼすおそれがある場合
 - (6) 立木の生育及び土壤の生成を阻害し又は土壤の性質を改変する等保安林の保安機能の低下をもたらすと認められる場合

（許可の条件）

第48条 法第34条第6項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

- (1) 前条第1項のただし書きに該当しない行為についての期間は、次によるものとする。

ア 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

イ 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用、家畜の放牧にあってはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それ以外にあっては行為に着手する時から2年以内の期間とする。

(2) 解除予定保安林において規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

(3) 前条第1項の別表4に掲げる行為については次によるものとする。

ア 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

イ 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表4の1及び2にあっては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表4の3及び4にあっては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

2 法第34条第6項の規定による条件は、前項によるもののほか、次の各号によるものとする。

(1) 行為終了後、施設等の廃止後又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く）には、植栽の方法、期間、樹種について条件を付するものとする。

(2) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して土砂が流出し、崩壊し、若しくはたい積することにより付近の農地、森林その他若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。

なお、当該行為が規則第48条第2項第1号又は第2号の計画書の内容に従つて行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定めるものとする。

(3) 前2号による他、次により必要な条件を付けるものとする。

ア 事業の着手時及び完了時には、遅滞なくその旨を知事に届け出ること。

イ 許可年月日、許可内容、期間、氏名等が明記された許可証等を現地に表示すること。

ウ 施設等を設置した場合は適切に保守、管理を行い、有責事由により災害が発生した場合は災害復旧の責務を負うこと。

エ 当該行為地において災害が発生した場合には遅滞なくその旨を知事に届け出ること。

オ 県の職員により現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。

カ 監督処分、許可の取消し等に該当する事項。

キ その他事業者に徹底すべき事項。

(解除予定保安林における作業許可の取扱)

第49条 解除予定保安林において作業許可申請が出された場合には、当該申請に係る事

業計画が、当該保安林の解除申請書に添付された事業計画書及び代替施設設置計画書と一致していることを確認するものとする。

- 2 代替施設の設置等について変更を要する場合は、次の各号によるものとする。
 - (1) 工事の工程を変更する必要が認められるときは、変更工程表及び変更理由書を添付させるものとする。
 - (2) 代替施設の位置、工種、規模及び数量等を変更する必要が認められるときは、変更理由及び当初計画と変更計画の対比表並びに変更した関係書面等を添付させるものとする。
 - (3) 前号の変更を行うときは、当初計画（解除予定保安林の代替施設計画）と比較し、代替機能が下回らないよう措置するものとする。
- 3 代替施設の設置等に係る事業計画の内容の変更であって、当該内容を著しく変更し、又は解除予定保安林の変更を伴うものは認めないものとする。ただし、当該変更が区域の変更であって、変更しなければ事業目的が達成できないと認められるものについてはこの限りではない。

第10章 植栽の義務

(植栽の義務の履行の確認)

第50条 知事は、法第34条の4に規定された植栽の義務の履行について、指定施業要件として、植栽の方法、期間および樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われた場合は、当該植栽の義務期間の満了後速やかに、指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われたかどうかを調査するものとする。

(植栽の義務の免除又は猶予の認定)

第51条 規則第72条第1号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合又は知事が必要があると認めた場合において、次の各号の1に該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第33条の2第1項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。
なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法、期間又は樹種が変更されたときはその変更されたところに従って植栽しなければならない旨を付して認定する。
 - (2) 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽をすることが著しく困難となった場合。なお、この場合には、植栽の義務を停止する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定する。
- 2 規則第72条第1号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合又は知事が必要があると認めた場合において、次のいずれにも該当しないときに行うものとし、この認定に当たっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で植栽の義務を猶予する期間を明らかにすることとする。
- ア 当該伐採跡地が、当該保安林に係る指定施業要件に適合しない折伐により生ずるものである場合

イ 当該伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合

第11章 損失の補償

（損失補償の対象）

第52条 法第35条の規定による損失の補償は、次の各号の全てに該当する場合に行うものとする。

- (1) 指定施業要件の立木の伐採方法として禁伐又は択伐が定められた保安林
- (2) 標準伐期齢以上の立木がある保安林
- (3) 森林所有者等（保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木又は土地の使用又は収益をする者をいう。）が国又は地方公共団体でない保安林
- (4) 過去において法第41条の規定による保安施設事業その他これに類する事業が行なわれたことのない保安林

（損失補償の例外）

第53条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる保安林については、補償は行なわないものとする。

- (1) 近傍類似の普通林の取扱から類推して、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により損失が生じないことが明らかである保安林又は明らかに利用対象外として認められる保安林
- (2) 保安林の指定によって利益を受ける者と当該保安林の森林所有者等（保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木又は土地の使用又は収益をする者をいう。）とが同一である保安林
- (3) 現に荒廃しているか、又は荒廃しつつある保安林

第12章 監督処分

（中止命令）

第54条 法第38条第1項又は第2項の中止命令は、立木竹の伐採その他の行為が、法第34条第1項又は第2項の許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が同条第1項又は第2項の許可の内容又は許可に付した条件に違反していると認められ、同条第1項第6号若しくは第2項第4号の規定に該当するものでないと認められ、又は偽りその他不正な手段により同条第1項又は第2項の許可を受けたものと認められる場合に行うものとする。

（造林命令）

第55条 法第38条第1項又は第3項の造林命令は、立木の伐採が、法第34条第1項の許可を受けずに行われた場合のほか、立木の伐採が同条第1項の許可の内容又は許可に付した条件に違反していると認められ、若しくは同条第1項第6号の規定に該当するものでないと認められ若しくは、偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けたものと認められる場合又は法第34条の2第1項の届出をせずに行われた場合であ

って、造林によらなければ当該伐採跡地につき的確な更新が困難と認められる場合に行うものとする。

ただし、違反者が自発的に、当該伐採跡地について的確な更新を図るため必要な期間、方法及び樹種により造林をしようとしている場合はこの限りでない。

- 2 法第38条第1項又は第3項の造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合はその定められたところによるものとする。

(復旧命令)

第56条 法第38条第2項の復旧命令は、立竹の伐採その他の行為が、法第34条第2項の許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が同条第2項の許可の内容又は許可に付した条件に違反していると認められ若しくは同条第2項第4号の規定に該当するものでないと認められ又は偽りその他不正な手段により同条第2項の許可を受けたものと認められる場合であって、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失なわれ、若しくは失なわれるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくはたい積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。

(植栽命令)

第57条 法第38条第4項の植栽命令は、指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合に行うものとする。

(復旧に必要な行為をすべき期間)

第58条 法第38条第2項に規定する期間は、原則として命令をする時から1年を超えない範囲内で定めるものとする。なお、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。

(復旧に必要な植栽をすべき期間)

第59条 法第38条第4項に規定する期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了日から1年を超えない範囲で定めるものとする。

(命令書に記載する事項)

第60条 法38条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

- (1) 命令に係る保安林の所在場所
- (2) 命令の内容
- (3) その他必要な書類

- 2 造林命令及び復旧命令に係る前項第3号の事項には、当該命令の内容の実施状況の報告をすべきこと及び保育その他当該保安林の維持管理上の注意すべき事項を含むものとする。

第13章 標識の設置

(設置の時期)

第61条 知事は、法第39条第1項の規定による標識の設置を、保安林の指定について法第33条第6項において準用する法第33条第1項の規定による告示がなされた日以降遅滞なく行うものとする。

(設置地点)

第62条 標識は、次の各号の1に該当する地点に設置するほか、その他特に保安林の境界を示すに必要な地点に設置するものとする。

- (1) 道路に隣接する地点
- (2) 広場、駐車場、野営場その他の人の集まる場所に隣接する地点
- (3) 農地、宅地その他森林以外の土地に隣接する地点

(標識の維持管理)

第63条 設置した標識が損壊等によりその効用が減じた場合には修繕、再設置その他の所要の措置を講じるほか、保安林が解除された場合には速やかに標識を撤去するものとする。

(標識に記載する保安林名)

第64条 標識に記載する保安林の名称は、第3条の各号に掲げるところによるものとする。

(標識の色彩)

第65条 規則第73条で定める別記様式で示す標識の色彩は、次の各号に定める色彩とする。

- (1) 第1種標識の地は白色、文字は黒色
- (2) 第2種標識の標板の地は黄色、文字は黒色
- (3) 第3種標識の標板の地は白色、文字は黒色、略図の保安林の区域の境界線は赤色

第14章 保安林台帳

(調整の時期)

第66条 知事は、法第39条の2第1項の規定による保安林台帳の調製を、保安林の指定について法第33条第6項において準用する法第33条第1項の規定による告示がなされたときに遅滞なく行うものとする。

(台帳の記載事項)

第67条 規則第74条第3項及び第4項の規定による保安林台帳の記載については、次の各号に留意するものとする。

- (1) 規則第74条第3項第6号の事項には、申請者の氏名又は名称及び住所、指定手続の経過、治山事業等との関係、当該森林についての土地利用に関する他の法令による制限との関係並びに立木竹の伐採等、造林、治山事業等、損失補償、違反行為、監督処分、標識その他保安林の維持管理に関する事項を含むものとする。
- (2) 規則第74条第4項第3号の事項には、伐採種、伐採の方法に関する特例、1

箇所当たりの面積の限度および植栽に関する事項をそれぞれの区域を明らかにして適当な色彩または記号を用いて描示するものとする。

- (3) 規則第74条第4項第5号の事項には、方位、縮尺、保安施設事業に係る施設の位置、標識の位置および道路、河川その他顕著な地物も含むものとする。

(台帳の訂正)

第68条 規則第74条第5項の規定による保安林台帳の訂正については、登記簿を閲覧する等の方法により保安林の所在場所の変更を的確に把握するよう措置するほか、次の各号に留意するものとする。

- (1) 記載事項の訂正を行った場合には、訂正の年月日及び原因を付記するものとする。
- (2) 保安林の解除があったときは、保安林が解除された年月日及び当該保安林の解除に係る法第33条第1項又は6項の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。
- (3) 指定施業要件の変更があったときは、指定施業要件が変更された年月日及び当該指定施業要件の変更に係る法第33条の3において準用する法第33条第1項の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。

第15章 標準処理期間

(標準処理期間)

第69条 保安林の指定、保安林の指定の解除及びその他本要綱に係る申請書の標準処理期間は別表7のとおりとする。

第16章 申請書等の提出先等

(申請書等の提出先及び提出部数)

第70条 次の各号の申請書等の提出先は、その森林の所在地を所管する林業事務所長とする。

- (1) 法第27条第1項及び第2項に基づく保安林の指定又は解除の申請書
(2) 法第33条の2第2項に基づく保安林の指定施業要件の変更申請書
(3) 法第32条第1項に基づく意見書
(4) 法第34条第1項に基づく立木の伐採許可申請書
(5) 法第34条第2項に基づく作業許可申請書
(6) 規則第60条第1項第5号から第9号に該当する立木の伐採許可を要しない場合の伐採の届け出書
(7) 規則第68条に基づく択伐及び間伐の届出書
(8) 法第35条に基づく損失補償請求書

2 申請書等の提出部数は次の各号のとおりとする。

- (1) 前項1号から3号及び8号の書類は正本1部、副本1部
(2) 前項4号から7号の書類は正本1部

第17章 その他

第71条 この要綱に定めのない事項については、別途農林水産部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

別表1（第4条関係）

保安林の機能等（1）

保安林の種類	保安林の機能と配備
飛砂防備 保安林	海岸の砂地を森林で被覆することにより、砂面に対する風衝を緩和して飛砂の発生を防止する機能及び飛砂が海岸から内陸に進入するのを遮断する機能を持つ。 この保安林は、内陸部における土地の高度利用、住民の生活環境の保護を図るために沿岸部に配備される。
防風保安林	林冠をもって障壁を形成して風に抵抗してそのエネルギーを減殺して、風下、風上に渦動流を発生させ、風速を緩和して風害を防止する機能を持つ。
水害防備 保安林	河川の洪水時における氾濫にあたって、主として樹幹による水制作用及び滌過作用並びに樹根による地表の侵食防止作用によって水害の防止軽減を図る機能を持つ。
潮害防備 保安林	津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを減殺して、その被害を防ぐ目的と、風波の強い海岸において主として林冠によって、強風による空気中の海水微粒子を捕捉するとともに風速を緩和して海水塩分による被害を防止する機能を持つ。
干害防備保安 林	局所的な用水源を保護するために、森林のもつ水源かん養機能の確保を図る機能を持つ。 この保安林は、飲用水又は農業用水等の水源地に指定される。
防雪保安林	風によって吹雪（気象用語では「飛雪」という。）が発生するのを防止する機能を持つ。
防霧保安林	樹林によって空気の乱流を発生させて霧の移動を阻止するとともに、林木の枝葉によって霧粒を捕捉して霧の害を防止する機能を持つ。
なだれ防止 保安林	森林によってなだれの原因となる雪疵ができるのを防ぎ、また、山腹斜面の摩擦抵抗を大きくして雪がすべり出すのを防ぎ、あるいは一旦滑動したもののは勢いを弱め、又は、方向を変えて無害な所へ誘導する等の機能を持つ。
落石防止 保安林	林木の根系によって岩石を緊結固定してその転落を防止し、また転落する石塊を山腹で阻止して、落石による危険を防止する機能を持つ。
防火保安林	耐火樹又は防火樹によって防火樹帯を構成し、森林火災の延焼を防止する機能を持つ。
魚つき保安林	森林の水面への陰影、投影、魚類等に対する養分の提供、水質汚濁の防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助ける機能を持つ。
航行目標 保安林	海岸又は湖岸の付近にあって、漁場から見易い独立的な山容の森林が指定されて、主として漁船の航行の目標となる機能を持つ。

保安林の機能等（1）

保安林の種類	保安林の機能と配備
保健保安林	森林による局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙の濾過作用等の機能及び森林の有する生理的、心理的効果を活用した市民のレクリエーション等の保健、休養の場としての機能を持つ。
風致保安林	名所（有名な場所）や旧跡（歴史に残るできごとや物のあった場所）の趣のある景色を森林によって価値づけられている場合に指定して、これを保存する機能を持つ。

別表 2（第5条関係ほか）

保安林の指定により直接利益を受ける者等の範囲（1）

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
飛砂防備 保安林	当該森林の林帶方向における両端を通って林帶方向に対して直角に交わる直線が当該林帶の林縁と交わる点（以下「林縁点」という。）から当該林帶の期待平均樹高（以下「樹高」という。）の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離（林帶が不整形の場合は最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離。）となる点（以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。）をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域（林帶の連続状態が失われる場合は、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防風保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風下点は、風下側の林縁点から樹高の35倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
水害防備 保安林	当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
潮害防備 保安林	1 塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の25倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。 2 津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波・高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
干害防備 保安林	当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当に権限を有する者とする。
防霧保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の20倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。

保安林の指定により直接利益を受ける者等の範囲（2）

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
なだれ防止 保安林	当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、堆積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
落石防止 保安林	当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防火保安林	当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
魚つき保安林	当該森林が魚類の棲育と繁殖に影響を与える海域において、漁業権を有する者とする。
航行目標 保安林	当該森林を通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権限を有するものとする。
保健保安林	1 「局所的な気象条件の緩和、塵埃・煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。 2 「市民のレクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり直接利益を受ける者等に該当する者はいない。
風致保安林	名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権限を有する者とする。

別表3（第13条関係）

指定施業要件として定める主伐に係る伐採の方法（1）

保安林の種類	伐採の方法
飛砂防備 保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 2 その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
防風保安林 防霧保安林	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあっては、禁伐) 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
干害防備保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
なだれ防止 保安林 落石防止 保安林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐 2 その他の森林にあっては、禁伐
防火保安林	禁伐
魚つき保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
航行目標 保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐

指定施業要件として定める主伐に係る伐採の方法（2）

保安林の種類	伐採の方法
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐</p>
風致保安林	<p>1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては禁伐</p> <p>2 その他の森林にあっては、択伐</p>

別表4（第18条第1項第2項、第47条第1項、第48条第1項第3号関係）

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準（1）

区分	行 為 の 目 的 ・ 態 様 ・ 規 模 等
1 森林の施業・管理に必要な施設	(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。
2 森林の保健機能の増進に資する施設	保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの。 (1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。 (2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の①及び②の条件を満たす土地であること。 ① 土砂の流出・崩壊等の災害が発生するおそれのない土地 ② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が25度未満の土地。 (3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。 (4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること。 (5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。 (6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準（2）

区分	行為の目的・様態・規模等
森林の保健機能の増進に資する施設 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。 ② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。 ③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5メートル未満であること。 <p>(7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
3 森林の有する保安機能を維持・代替する施設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。 (2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上記1から3に規定する以外のものであって次に該当する場合。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合。 (例えは、水路、へい、柵) ② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合。 (例えは、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等) ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。 (2) その他 一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。 ③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。 ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。 ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のこと。

別表5（第20条第2項関係）

国等以外の者が実施する事業（1）

1	道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
2	運河法（大正2年法律第16号）による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設に関する事業
6	軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港施設に関する事業
11	航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識に関する事業又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第6条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法（昭和27年法律第231号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）に関する事業
15	放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業
16	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に関する事業
17	発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電用施設に関する事業
18	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物に関する事業（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）

国等以外の者が実施する事業（2）

19	水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業
20	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業
21	社会福祉法（昭和26年法律第45号）による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを経営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）による継続保護事業の用に供する施設に関する事業
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業
23	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による火葬場に関する事業
24	と畜場法（昭和28年法律第114号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）に関する事業
26	卸売市場法（昭和46年法律第35号）による地方卸売市場に関する事業
27	自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業
28	鉱業法（昭和25年法律第289号）第104条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
29	鉱業法第105条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
30	法第50条第1項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業

別表6（第23条第2項第3号ウ関係）

林地開発許可基準に代わる基準（1）

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とする。</p> <p>3 1区画内の建物敷地の面積はおおむね200平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積のおおむね20パーセント以下とする。</p> <p>4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。</p>
スキーコースの造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 滑走コースの幅は概ね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。</p> <p>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所当たりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場の間には幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とする。</p>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね70パーセント以上とする。（残置森林率おおむね60パーセント以上）	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね40メートル以上）を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね40メートル以上）を配置する。</p> <p>3 切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね150万立方メートル以下とする。</p>

林地開発許可基準に代わる基準（2）

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
宿泊施設 レジャー施設の設置	森林率はおおむね70パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね20パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね35パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね30パーセント以上とする。（緑地を含む）	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齡林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって、硬岩切土法面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

別表7（第69条関係）

標準処理期間		
区分	標準処理期間	備考
法第25条の2第2項の規定による保安林の指定で申請に係るもの	申請書を受理してから予定告示を行うまでの期間又は、指定しないことを決定して申請者に通知するまでの期間 90日（「注1」参照）	
法第26条の2第1項及び第2項の規定による保安林の指定の解除で申請に係るもの	申請書を受理してから予定告示を行うまでの期間又は、解除しないことを決定して申請者に通知するまでの期間 90日（「注1、2」参照）	森林審議会に諮問をする場合は諮問してから答申があるまでの期間を含まない
法第33条の2第1項の規定による保安林の指定施業要件の変更で申請に係るもの	申請書を受理してから予定告示を行うまでの期間又は、変更をしないことを決定して申請者に通知するまでの期間 90日（「注1」参照）	
法第34条第1項の規定による伐採の許可申請及び同法第2項の規定による作業許可等の申請に係るもの	申請書を受理してから許可又は不許可の決定を行い申請者に通知するまでの期間 30日	
規則第60条第2項の規定による伐採の届出	届出書を收受してから受理又は不受理の通知をするまでの期間 14日	
規則第68条の規定による択伐又は間伐の届出に係るもの	届出書を收受してから受理又は不受理の通知をするまでの期間 20日	

注1 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年4月20日法律第26号）
第4条に規定する、航空機騒音障害防止地区にかかる保安林については、80日とする。

注2 森林法第26条の2第4項による大臣協議に係る保安林のうち第2号に該当する場合は標準処理期間を150日とする。